

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料  
(国立高度専門医療センター)

平成19年11月2日  
厚生労働省

# 国立高度専門医療センターの概要

国立高度専門医療センター（いわゆるナショナルセンター）は、我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める「がん」、「脳卒中」、「心臓病」など、その制圧が国民的課題となっている疾病について、高度先駆的医療の研究・開発・普及、医療従事者の研修及び情報発信等を総合的・一体的に行うための中核的機関として設置したものである。

| センター名  | 国立がんセンター<br>(National Cancer Center)                           | 国立循環器病センター<br>(National Cardiovascular Center)                  | 国立精神・神経センター<br>(National Center of Neurology and Psychiatry)                 |
|--------|--|---|--|
| 創設年月日  | 昭和37年 1月 1日  | 昭和52年 6月 1日   | 昭和61年10月 1日  |
| 総長     | 廣橋 説雄  | 北村 惣一郎  | 樋口 輝彦  |
| 所在地    | ①中央病院：東京都中央区築地5-1-1<br>②東病院：千葉県柏市柏の葉6-5-1                      | 大阪府吹田市藤白台5-7-1  | ①武蔵病院：東京都小平市小川東町4-1-1<br>②国府台病院：千葉県市川市国府台1-7-1                               |
| 組織     | ①運営局<br>②中央病院<br>③東病院<br>④研究所<br>⑤がん予防・検診研究センター<br>⑥がん対策情報センター | ①運営局<br>②病院<br>③研究所   | ①運営局<br>②武蔵病院<br>③国府台病院<br>④神経研究所<br>⑤精神保健研究所                                |
| 定員     | 1, 339名（19年度予算定員）  | 1, 005名（19年度予算定員）   | 1, 060名（19年度予算定員）  |
| 事業規模   | 44,285百万円（19年度予算額）<br>うち一般会計繰入額 10,622百万円(24.0%)               | 26,956百万円（19年度予算額）<br>うち一般会計繰入額 7,140百万円(26.5%)                 | 18,716百万円（19年度予算額）<br>うち一般会計繰入額 5,886百万円(31.4%)                              |
| 病床数    | ①中央病院：600床<br>②東病院：425床  | 640床  | ①武蔵病院：890床<br>②国府台病院：719床  |
| 主な事業内容 | 我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。    | 我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。 | 我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。 |

| センター名  | 国立国際医療センター<br>(International Medical Center of Japan)                      | 国立成育医療センター<br>(National Center for Child Health and Development)                 | 国立長寿医療センター<br>(National Center for Geriatrics and Gerontology)  |
|--------|--|--|---|
| 創設年月日  | 平成 5年10月 1日  | 平成14年 3月 1日  | 平成16年 3月 1日   |
| 総長     | 笹月 健彦  | 加藤 達夫  | 大島 伸一   |
| 所在地    | 東京都新宿区戸山1-21-1   | 東京都世田谷区大蔵2-10-1  | 愛知県大府市森岡町源吾36-3   |
| 組織     | ①運営局<br>②国際医療協力局<br>③病院<br>④研究所<br>⑤国立看護大学校                                | ①運営部<br>②病院<br>③研究所  | ①運営部<br>②病院<br>③研究所   |
| 定員     | 1,074名(19年度予算定員)   | 745名(19年度予算定員)   | 433名(19年度予算定員)  |
| 事業規模   | 28,061百万円(19年度予算額)<br>うち一般会計繰入額 6,722百万円(24.0%)                            | 17,588百万円(19年度予算額)<br>うち一般会計繰入額 7,140百万円(40.6%)                                  | 8,748百万円(19年度予算額)<br>うち一般会計繰入額 3,093百万円(35.4%)  |
| 病床数    | 925床   | 460床   | 300床  |
| 主な事業内容 | 我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。 | 我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての診断、治療、調査研究及び医療従事者の研修等を行う。 | 我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する診断、治療、調査研究及び技術者の研修等を行う。 |

# 平成 2 0 年度独立行政法人の要求内容

## 1. 要求内容

- 独立行政法人国立がん医療研究センター（仮称）
- 独立行政法人国立循環器病医療研究センター（仮称）
- 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（仮称）
- 独立行政法人国立国際医療研究センター（仮称）
- 独立行政法人国立成育医療研究センター（仮称）
- 独立行政法人国立長寿医療研究センター（仮称）

の新設要求

## 2. 要求理由

国立高度専門医療センターについては、「行政改革推進法（平成18年法律第47号）」、「国の行政機関の定員の削減について（平成18年6月30日閣議決定）」において、ナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう必要な制度的・財政的措置を講じた上で自律的かつ効果的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人に移行することとされている。

また、「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）」において、国立高度専門医療センター特別会計が平成21年度限りで廃止と規定されたことにより、平成22年度4月から非公務員型独立行政法人へ移行することが決定されたところである。

## 3. 法人の目的

現在の各国立高度専門医療センターが行っている、国民の健康に重大な影響がある疾患に関する政策医療等を効果的かつ効率的に実施することを目的とする。

## 4. 法人の行う業務の範囲

現在の各国立高度専門医療センターの業務を承継する予定。

## 5. 資金の調達方法

検討中

6. 役員の種類、数  
検討中
7. 中期目標の概要  
検討中
8. 機関、職員規模、監督方式、特異事項  
検討中
9. この法人の新設により影響を受ける機関があるときは、その状況及びこれに対する処置  
検討中
10. 提出予定法律案名  
独立行政法人国立高度専門医療研究センター群法（仮称）【平成20年の通常国会に提出予定】

# 国立高度専門医療センター 独立行政法人化に向けた検討状況



# 国立高度専門医療研究センター(仮称)の法人形態について

## I. 我が国の医療の飛躍的發展に資するため

- (1) 現在、各国立高度専門医療センター(以下、「NC」)が担っている分野は、死亡原因の上位に位置づけられる等、国民の健康に著しい影響を与える疾病分野である。  
これら各分野において国として医療政策を推進する重要性がますます増していることから、各NCにおいて、研究機能を中核として専門分野の特性に基づく臨床研究及び医療の均てん化、更には独自性の高い医療政策への提言を行う役割を一層強化して、我が国の医療を牽引していくことが重要。
- (2) 各NCが担う分野は、対象疾病が異なるため、業務内容も異なり、(例えば、研究開発、人材育成等における基本的な業務内容についてNC間の共通部分が少なく、共同研究や医師の人事交流等の余地も限られている。)、また、各NC毎に医療・研究等の国内外ネットワークを構築。
- (3) このため、各NCが、世界に互するトップクラスの人材を育成・確保し、それぞれ担う分野毎に臨床研究の国際的競争に互すとともに、NC間においても成果を継続して生み出す点において切磋琢磨していくことが必要。

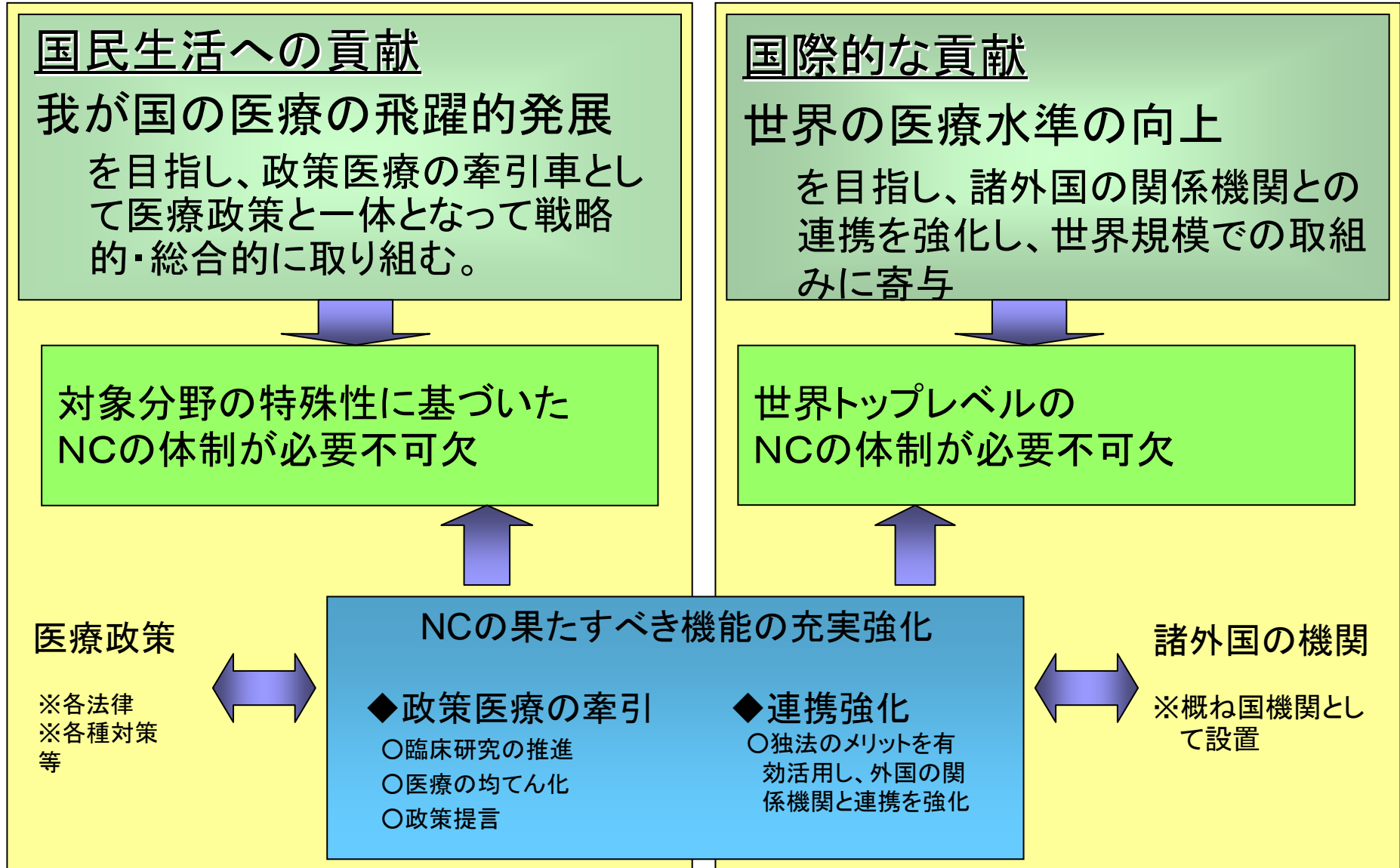
## II. 世界の医療水準の向上に資するため

- (1) 主要先進国においては、概ね国立の機関等を設置し、中には主要な分野毎に設置し、各疾病分野への対策を推進しており、これらの機関との国外ネットワークの中で、各NCは重要な位置を占めており、今後ともその実力を維持・向上することが必要。
- (2) このためには、専門性の高い主要な分野毎に世界トップレベルの人材を有した体制が必要不可欠。

### Ⅲ. 法人形態について

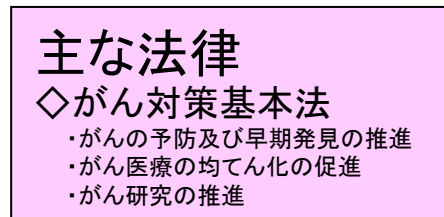
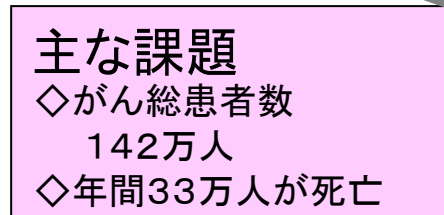
- (1) 法人形態自体は、「行政改革推進法(平成18年6月2日法律第47号)及び国の行政機関の定員の純減において(平成18年6月30日閣議決定)」により、非公務員型独立行政法人とすることが定められているが、以上に述べた各NCが担う責務の政策的重要性、業務の個別性、効率的な成果達成や世界に互するトップクラスの人材の育成・確保の観点から、各NCを個別に独立行政法人化することが必要。
- (2) 個別の独立行政法人化により、各NCにおいて、自律的運営という独立行政法人の仕組みを活かしつつ、各分野毎の専門性を十分に発揮させ、国内外の各分野毎のネットワークの中で主要な役割を果たすことが可能。
- (3) さらに、各NCが担う各分野毎に国の医療政策との合致を担保するために、厚生労働大臣が各NCの長を任命することが不可欠。
- (4) なお、医療に対し深い関わりを持つ日本医師会長、日本医学会長、日本学会議会議長、医薬品・医療機器業界代表者のみならず、患者、マスコミ関係者等からなる「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議」においても、法人形態について「6法人」が提言されているところ。

# 国立高度専門医療研究センター(仮称)の役割と充実強化

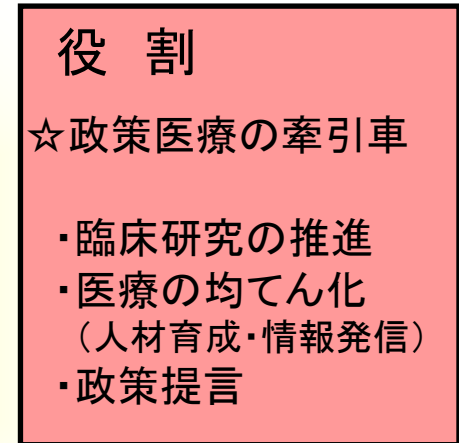
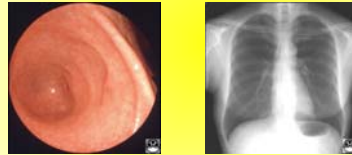


# 国立がん研究センター(仮称)の役割

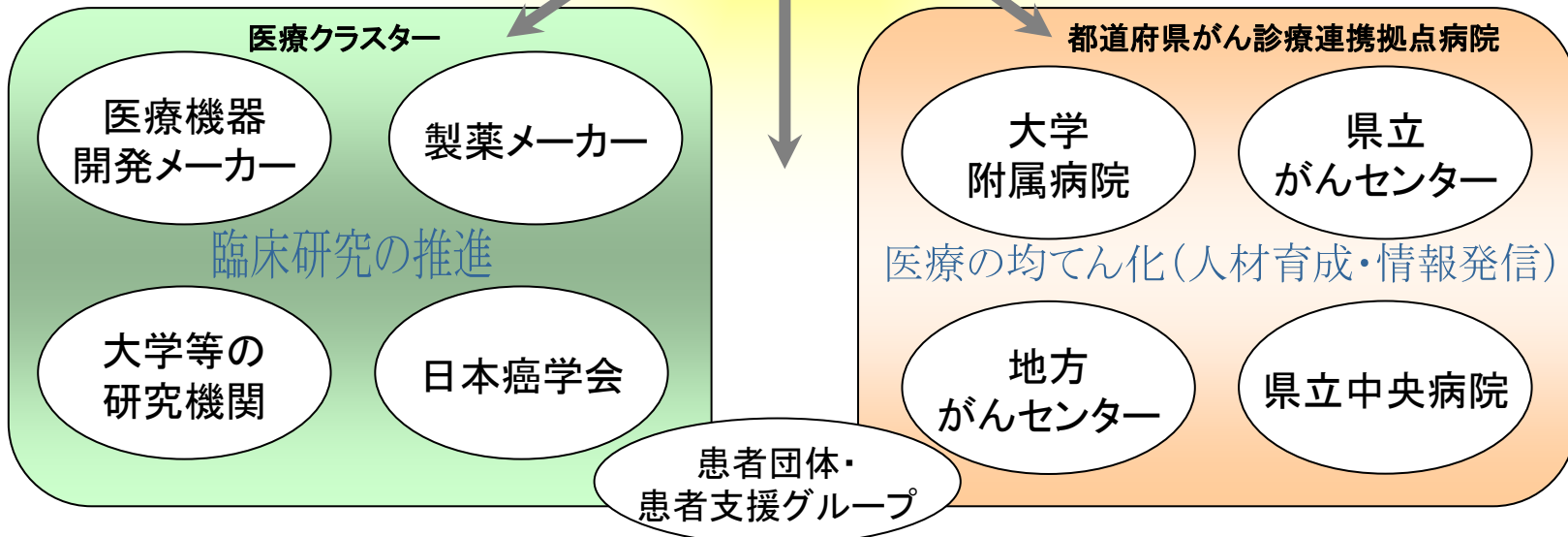
国外ネットワーク



## 国立がん研究センター

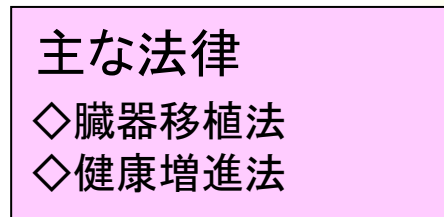
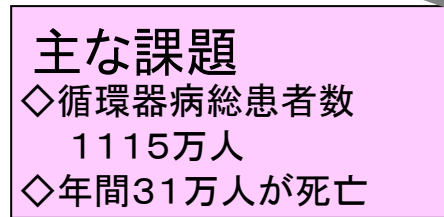
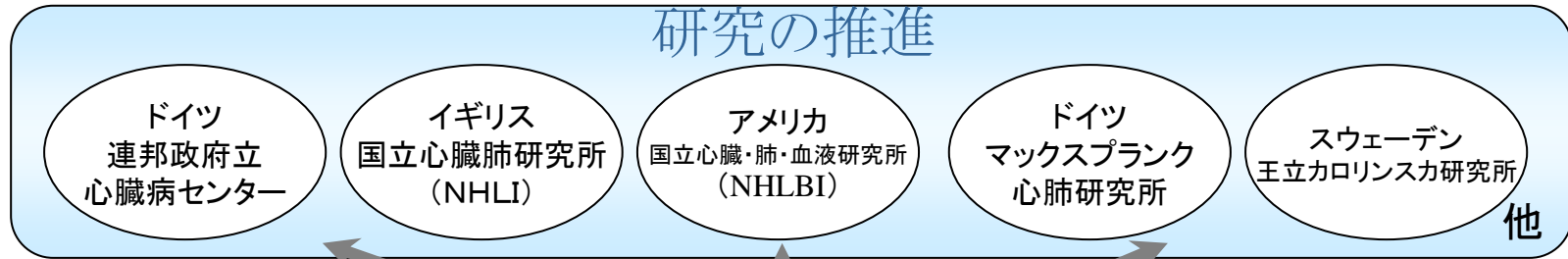


国内ネットワーク

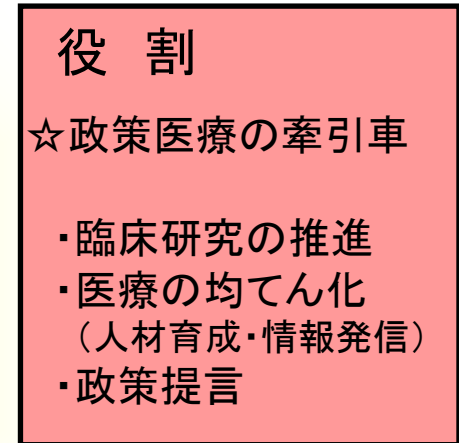


# 国立循環器病研究センター(仮称)の役割

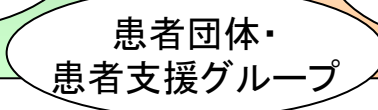
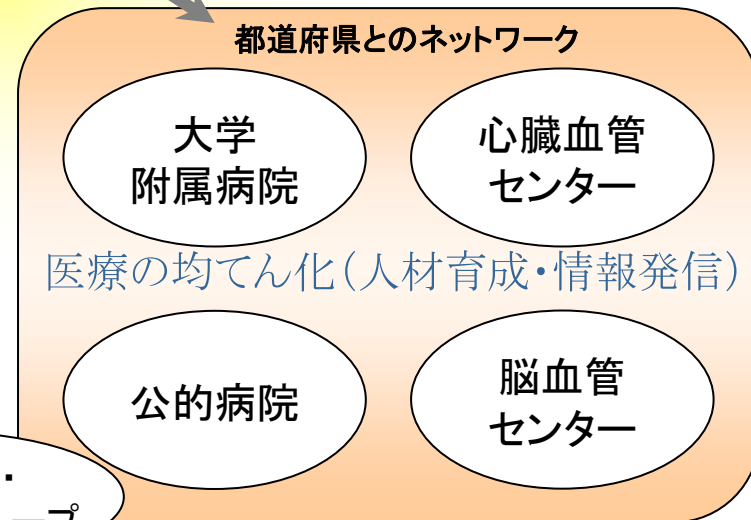
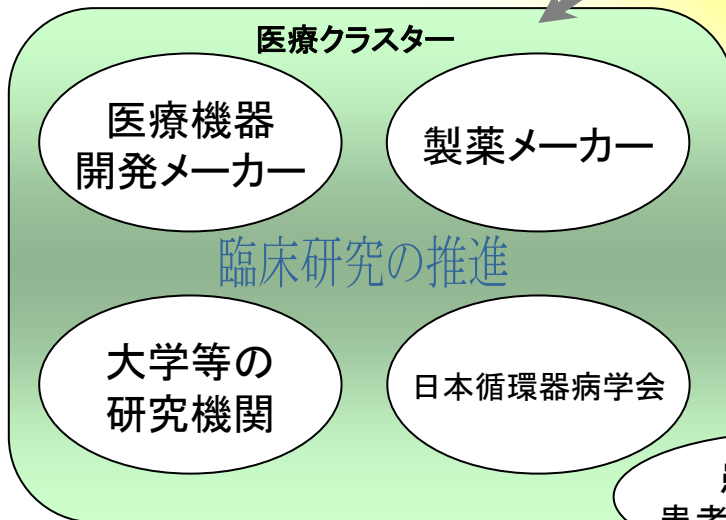
国外ネットワーク



## 国立循環器病研究センター

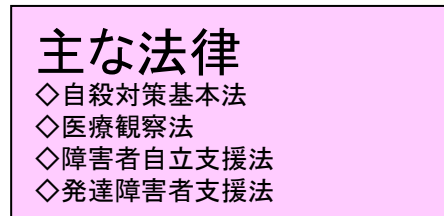
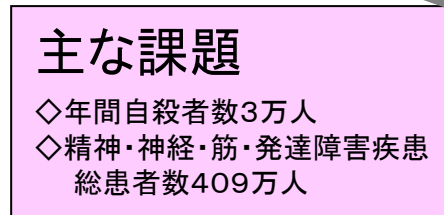


国内ネットワーク

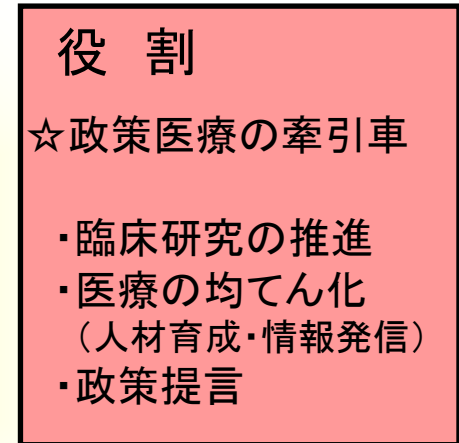
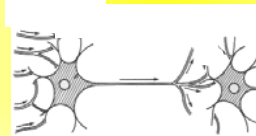


# 国立精神・神経医療研究センター(仮称)の役割

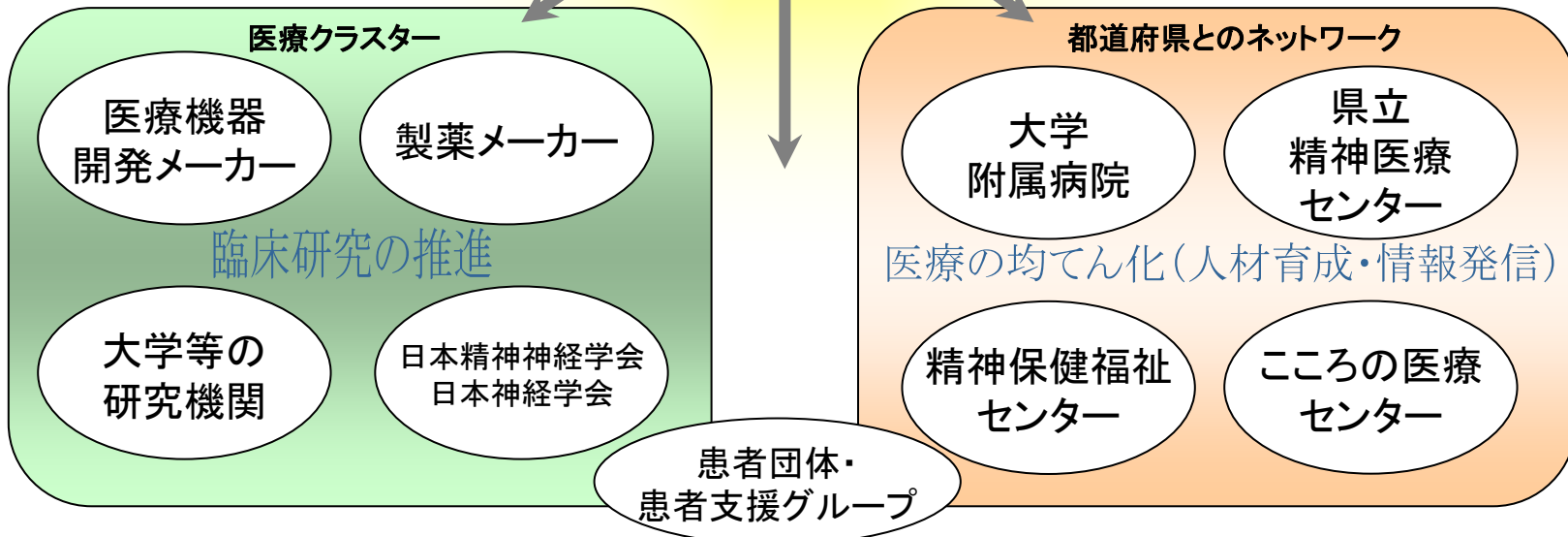
国外ネットワーク



## 国立精神・神経医療研究センター

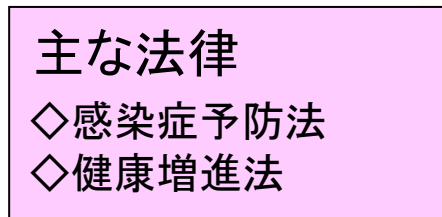
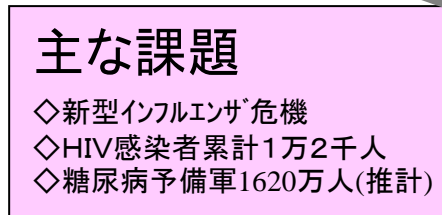
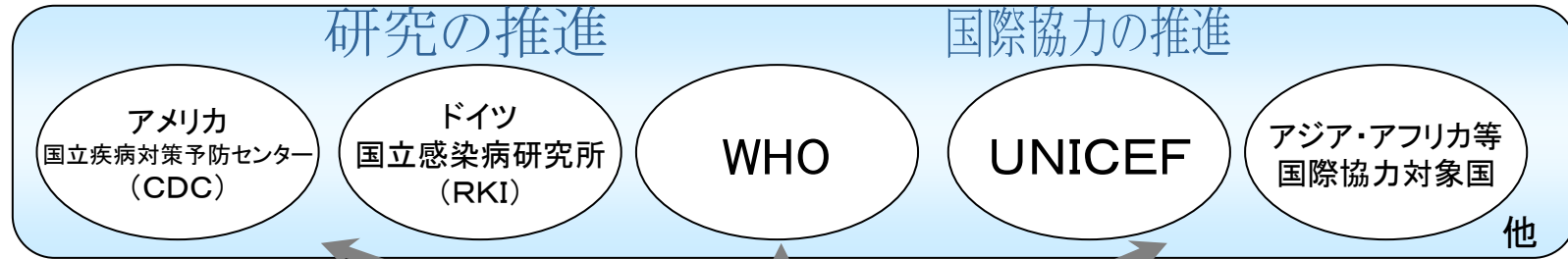


国内ネットワーク

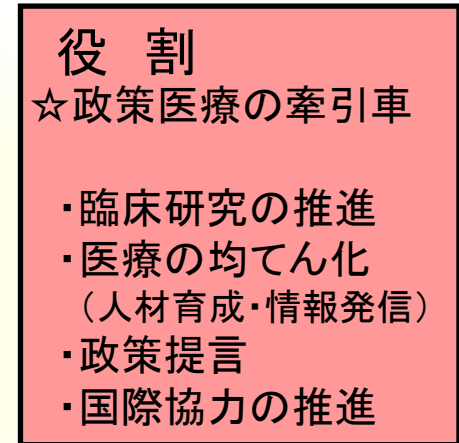


# 国立国際医療研究センター(仮称)の役割

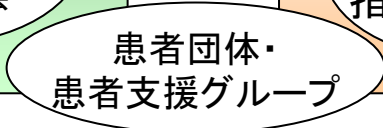
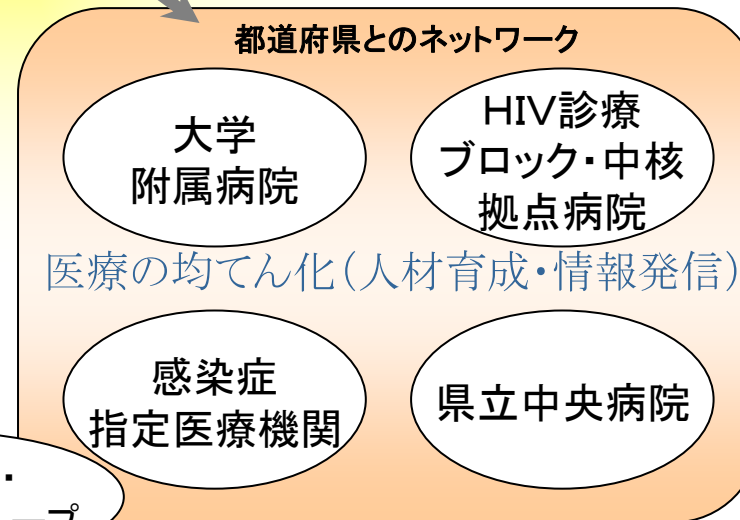
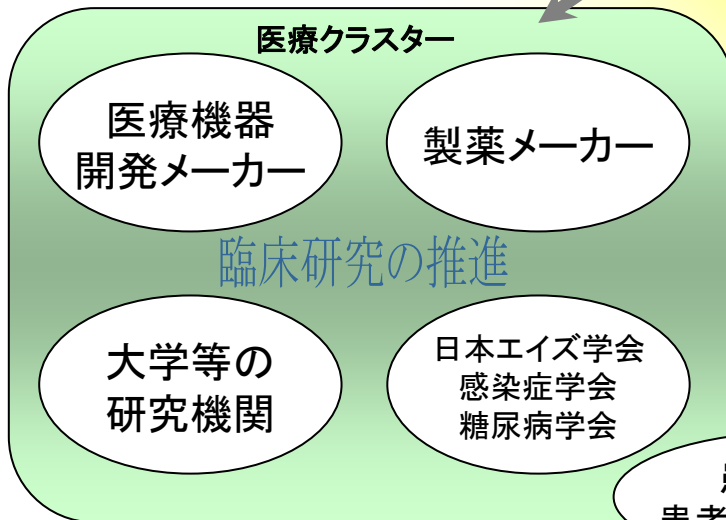
国外ネットワーク



## 国立国際医療研究センター

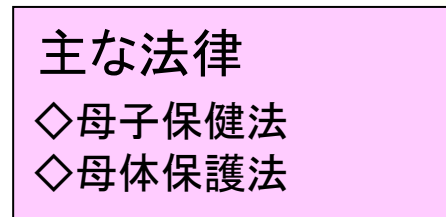
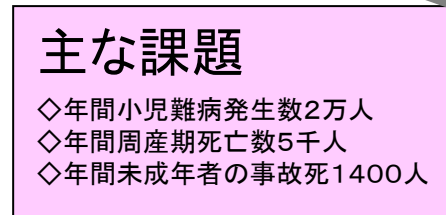


国内ネットワーク

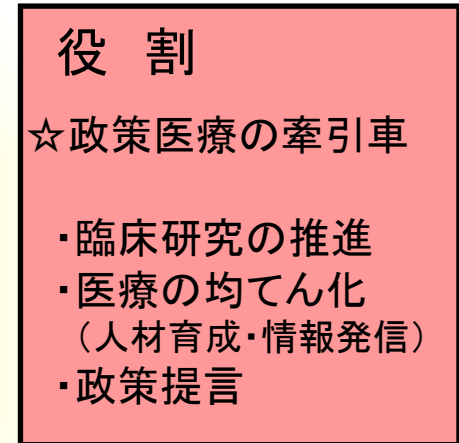


# 国立成育医療研究センター(仮称)の役割

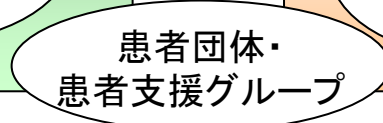
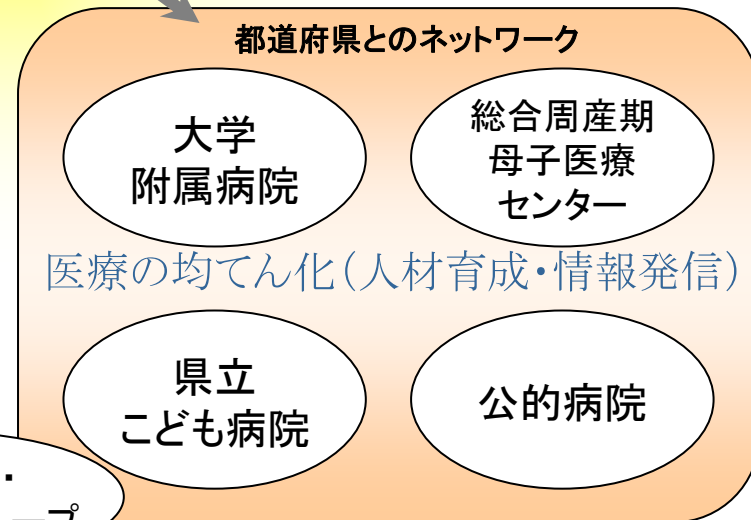
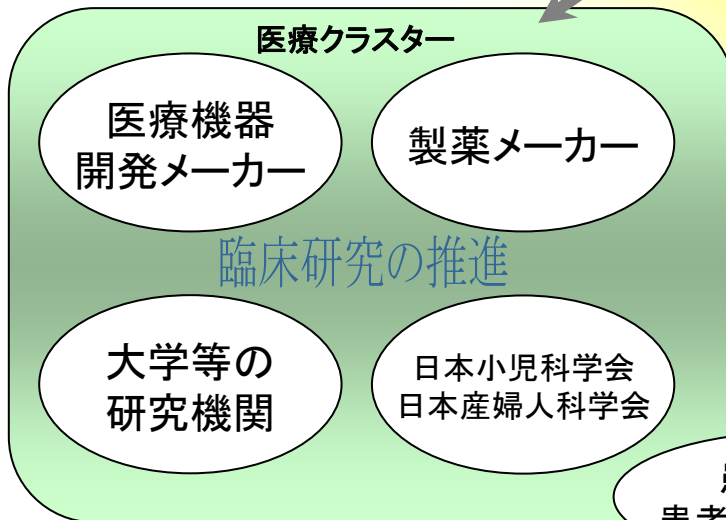
国外ネットワーク



## 国立成育医療研究センター



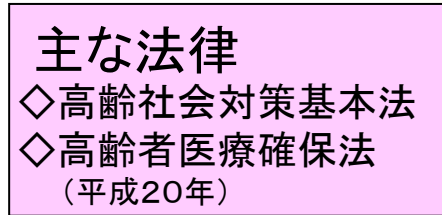
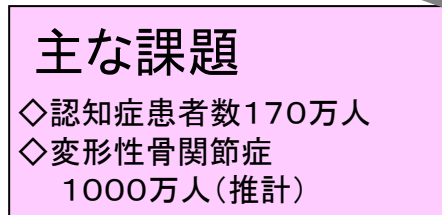
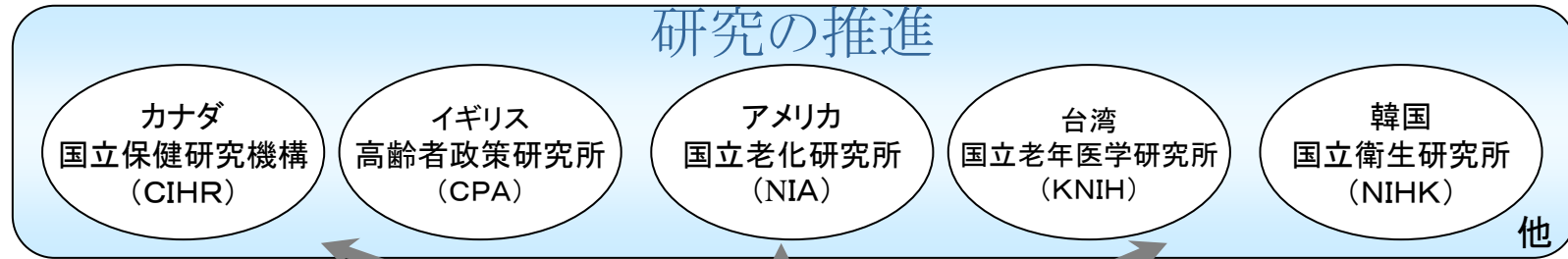
国内ネットワーク



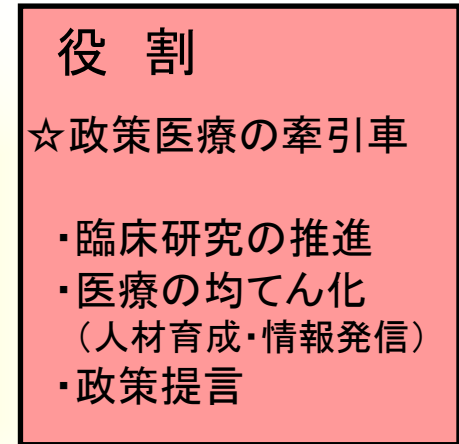


# 国立長寿医療研究センター(仮称)の役割

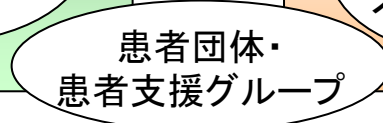
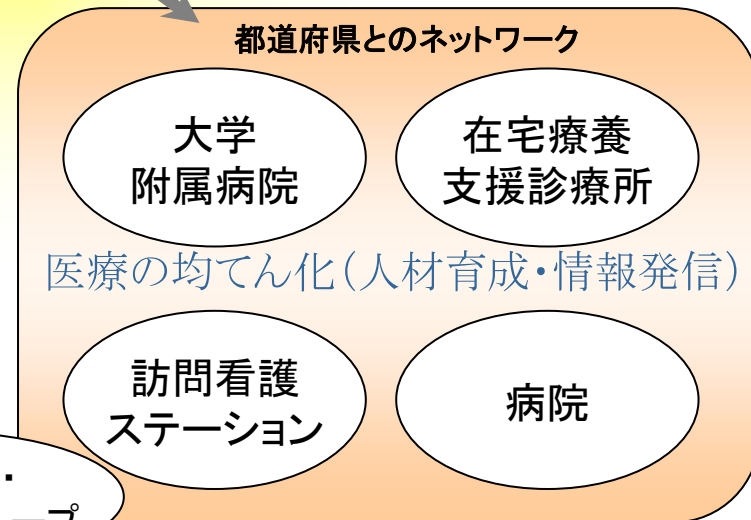
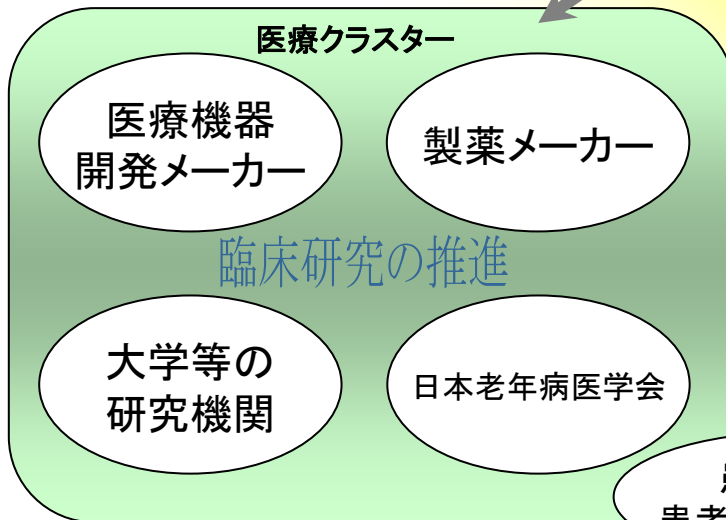
国外ネットワーク



## 国立長寿医療研究センター



国内ネットワーク



# 国立高度専門医療センターの 今後のあり方についての有識者会議報告書の概要

平成19年7月13日

国立高度専門医療センター（ナショナルセンター、NC）は、行政改革の一環として「行政改革推進法（平成18年法律第47号）」や、その後の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月）」において、非公務員型の独立行政法人へ移行することが決定された。さらに、「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）」において、NC特別会計が平成21年度をもって廃止することと規定されたことを受け、平成22年度から独立行政法人へ移行することが決定された。

本有識者会議は、NCが独立行政法人化後において、国民医療にどのように貢献していくのか、その果たすべき役割等は何かについて、各々の政策医療分野の特性を踏まえつつ、検討を行ってきた。本有識者会議においては、今後、NCが独立行政法人化された後も、政策医療の牽引車としての役割を継続的に担えるよう、昨今の我が国の医療政策の経緯、現状、課題等も見据えつつ、幅広い視点に立って議論を重ねてきた。

今般、今後の医療政策におけるNCの役割等について、検討の結果を取りまとめたので、ここに報告する。

101

## NCの役割の明確化と持てる資源の選択と集中

- NCは、平成22年度に独立行政法人化されるが、その後においても、NCが国の負っている政策医療に対する課題を解決し、国民医療に貢献できるよう、役割を明確にし、戦略的な取り組みを行うことが必要。
- 効果的・効率的に政策課題を達成できるよう、自己完結的でなく、産学等と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、都道府県の中核的な医療機関等を支援。
- 成果を継続的に生み出していけるよう、研究所と病院とが高度専門性を有した上で、その連携を強化。NCの牽引力を一層高めるため、研究機能を中核とした、「医療研究センター的機能」の確立を図る。
- NCの病院機能については、NCの強みの根源であり、それを基盤として研究機能を強化し、成果を臨床に反映させる、「臨床研究重視型病院」を構築。  
求められる臨床研究、医療の均てん化、人材育成、情報発信に必要な一定規模の病床及び機能を確保。

## 今後の医療政策におけるNCの役割

「政策医療の牽引車」としての3つの役割

### (1) 臨床研究の推進 「統括・調整者の役割」

- ・ 基礎研究の成果を臨床の実用化へつなぐ仕組みの構築
- ・ 医療クラスターと治験中核病院に必要な体制の整備
- ・ 人材の流動性を有した組織の構築、優秀な外国人幹部の登用、管理職の任期付任用の導入と公募制を基本とした任用

### (2) 医療の均てん化等の推進 「調整・支援・指導者の役割」

#### ○医療の均てん化

- ・ 情報発信を中心とした医療の均てん化の展開
- ・ 都道府県の中核的な医療機関等を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及
- ・ 高齢者の在宅医療システムの構築等均てん化に係る主導的な役割

#### ○人材育成

- ・ 指導的な研究者や臨床家を指導する「指導者の中の指導者」の育成
- ・ 世界レベルの人材を輩出できるよう、戦略的に精鋭の育成
- ・ 医療の均てん化のため、地域医療の指導者の育成

#### ○情報発信

- ・ NCの行った研究成果等について迅速かつわかりやすい広報・周知
- ・ 都道府県の中核的な医療機関等に対する診断・治療技術等に係る最良の情報発信

### (3) 政策医療の総合的かつ戦略的な展開 「政策医療に対する提言者の役割」

- ・ 政策医療の展開等について、国に対して政策提言ができる仕組みの整備

## NCの課題達成に相応しいNCのあり方等

- 法人の形態について、政策課題を効果的・効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。
- NCが政策医療の牽引車としての的確に役割が果たせるよう、患者等からの声を運営等に活かせる仕組みをNCの中に設ける必要がある。
- 新たな政策医療課題でどのNCにも属さないような分野については、国立国際医療センターが国際医療協力を目的とし、総合診療機能を有していることにかんがみれば、基本的には国立国際医療センターに担わせる必要がある。
- 各NCの独立行政法人の名称や中期目標等の制度については、その企画・設計が肝心との認識を十分にもって、本有識者会議の議論を踏まえ、検討を進めるべき。

## 国立高度専門医療センターの 今後のあり方についての有識者会議 委員名簿

### <五十音順>

青 木 初 夫 日本製薬工業協会会長

金 澤 一 郎 日本学術会議会長

唐 澤 祥 人 社団法人日本医師会会長

○高 久 史 磨 日本医学会会長

辻 本 好 子 NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

本 田 麻由美 読売新聞編集局社会保障部記者

矢 崎 義 雄 独立行政法人国立病院機構理事長

和 地 孝 日本医療機器産業連合会会長

(○ 座長)